

トマト加工品品質表示基準等の一部改正について（案）

平成18年6月30日

農 林 水 産 省

趣旨

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）の一部改正に伴い、その整合を図る観点から、トマト加工品品質表示基準等（29基準）個別の品質表示基準について、所要の改正を行う。

加工食品品質表示基準の一部改正の概要

(農林物資規格調査会総会（平成18年3月24日）資料から抜粋)

- 加工食品における表示責任者のわかりやすい表示に対する創意工夫を促すため、これまで別記様式に限られていた表示様式について、別記様式による表示を基本としつつ、義務表示事項をこの表示様式と同程度にわかりやすく一括して表示している場合に限り、別記様式以外の表示も可能とする。

また、消費者にとって有益な情報について、別記様式内に記載することを可能とする。

[改正条項] 第3条、第4条第2項第1号

- 複合原材料の規定の利用を促進し、複雑で見にくくなりがちな原材料名表示の簡素化を図るため、複合原材料の表示を簡素化する。
- 弁当について、複雑になりがちな原材料名表示を簡素化することにより、消費者の関心がより高い事項を大きく表示できるようにするため、見ればわかるおかずについては、「おかず」とまとめて表記することを可能とする。
- 表示の適正性確保の観点から、表示内容に責任を持つ者を「製造者」等の適切な事項名を付して表示することを明確化する。
- 名称と内容量について、商品の主要面へ見やすく記載することにより、一括表示部分の表示省略を可能とする。
- 内容量、原材料名を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合、一括表示部分に記載箇所を表示することで、他の箇所での表示を可能とする。
- 紛らわしい表示を避けるため、原料原産地名については、当該地名に対応する原材料が明確となるよう表示すべきことを明確化する。
- 一括表示の方法について、表示責任者にとってよりわかりやすいものとなるよう、従来、別記様式備考に規定されていた事項を、項目の表記に関するものを除き、表示の方法を定める第4条に移動する。

加工食品品質表示基準（平成１２年３月３１日農林水産省告示第５１３号）の一部改正新旧対照表 （抜粋）

改 正 案	現 行				
加工食品品質表示基準 （義務表示事項） 第３条 加工食品の品質に関し、製造業者、加工包装業者又は輸入業者（販売業者が製造業者、加工包装業者又は輸入業者との合意等により製造業者、加工包装業者又は輸入業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあっては、当該販売業者。以下「製造業者等」という。）が加工食品の容器又は包装に表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。 (1) 名称 (2) 原材料名 (3) 内容量 (4) 賞味期限 (5) 保存方法 (6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所 ２ 固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの（固形量の管理が困難なものを除く。）にあっては、製造業者等がその缶又は瓶に表示すべき事項は、前項第３号に掲げる事項に代えて、固形量及び内容総量とする。ただし、内容総量については、固形量と内容総量がおおむね同一の場合又は充てん液を加える主たる目的が内容物を保護するためのものである場合は、この限りでない。 ３ 固形物に充てん液を加え缶及び瓶以外の容器又は包装に密封したものにあっては、製造業者等がその缶及び瓶以外の容器又は包装に表示すべき事項は、第１項第３号に掲げる事項に代えて、固形量とすることができる。 ４ 品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第１項第４号に掲げる事項に代えて、消費期限とする。 ５ 輸入品以外の別表２に掲げる加工食品（以下「対象加工食品」という。）にあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第１項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。 ６ 輸入品にあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第１項各号に掲げるもののほか、原産国名とする。 ７ 〔略〕	加工食品品質表示基準 （一括表示事項） 第３条 加工食品の品質に関し、製造業者、加工包装業者又は輸入業者（販売業者が製造業者又は加工包装業者との合意等により製造業者又は加工包装業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあっては、当該販売業者。以下「製造業者等」という。）が加工食品の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。 (1) 名称 (2) 原材料名 (3) 内容量 (4) 賞味期限 (5) 保存方法 (6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所 ２ 固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの（固形量の管理が困難なものを除く。）にあっては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、前項第３号に掲げる事項に代えて、固形量及び内容総量とする。ただし、内容総量については、固形量と内容総量がおおむね同一の場合又は充てん液を加える主たる目的が内容物を保護するためのものである場合は、この限りでない。 ３ 固形物に充てん液を加え缶及び瓶以外の容器又は包装に密封したものにあっては、製造業者等がその缶及び瓶以外の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第１項第３号に掲げる事項に代えて、固形量とすることができる。 ４ 品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第１項第４号に掲げる事項に代えて、消費期限とする。 ５ 輸入品以外の別表２に掲げる加工食品（以下「対象加工食品」という。）にあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第１項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。 ６ 輸入品にあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第１項各号に掲げるもののほか、原産国名とする。 ７ 第１項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあっては、同表の右欄に掲げる表示事項を省略することができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>表 示 事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容器又は包装の面積が３０cm²以下であるもの</td><td>原材料名、賞味期限又は消費期限、保存方法及び原料原産地名</td></tr> </tbody> </table>	区 分	表 示 事 項	容器又は包装の面積が３０cm ² 以下であるもの	原材料名、賞味期限又は消費期限、保存方法及び原料原産地名
区 分	表 示 事 項				
容器又は包装の面積が３０cm ² 以下であるもの	原材料名、賞味期限又は消費期限、保存方法及び原料原産地名				

原材料が１種類のみであるもの（缶詰及び食肉製品を除く。）	原材料名
内容量を外見上容易に識別できるもの（特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成５年政令第２４９号）第５条に掲げる特定商品を除く。）	内容量
品質の変化が極めて少ないものとして別表３に掲げるもの	賞味期限及び保存方法
常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき特段の事項がないもの	保存方法

（表示の方法）

第４条　〔略〕

（１）～（８）　〔略〕

２　前条に規定する事項の表示は、別記様式により、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。ただし、容器又は包装を包装紙等で包装する場合又は紙箱等に入れる場合にあっては、包装紙等若しくは紙箱等に必要な表示をし、容器若しくは包装の表示が包装紙等若しくは紙箱等を透かして見えるようにし、又は包装紙等若しくは紙箱等で覆われないようにすること。

（表示の方法）

第４条　〔略〕

（１）～（９）〔略〕

２　前条に規定する事項の表示は、次に定めるところにより、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。ただし、容器又は包装を包装紙等で包装する場合又は紙箱等に入れる場合にあっては、包装紙等若しくは紙箱等に必要な表示をし、容器若しくは包装の表示が包装紙等若しくは紙箱等を透かして見えるようにし、又は包装紙等若しくは紙箱等で覆われないようにすること。

（１）表示は別記様式により記載すること。ただし、義務表示事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。

（２）表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。

（３）表示に用いる文字は、日本工業規格Ｚ８３０５（１９６２）に規定する８ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね１５０㎤以下のものにあつては、日本工業規格Ｚ８３０５（１９６２）に規定する５．５ポイント以上の大きさの活字とすることができる。

（４）名称については、第１号の規定にかかわらず、商品の主要面に記載することができる。この場合において、内容量についても、名称と同じ面に記載することができる。

（５）原材料名を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第１号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

（６）内容量を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第１号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

（７）消費期限又は賞味期限については、別記様式による表示によらない場合であっても、それぞれ「消費期限」又は「賞味期限」である旨の文字を項目名として記載すること。

（８）消費期限又は賞味期限を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第１号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、義務表示事項を一括して表示する箇所に記載箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。

（９）原料原産地名については、主な原材料名に対応させて記載することとし、必要に応じて、主な原材料名の次に括弧を付して記載することができる。

（１０）原料原産地名を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第１号の規定に

かかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

別記様式（第4条関係）

名	称
原	材 料 名
原	料原産地名
内	容 量
固	形 量
内	容 総 量
賞	味 期 限
保	存 方 法
原	産 国 名
製	造 者

備考

[削る。]
[削る。]

- 1 [略]
- 2 第4条第2項第4号又は第9号後段の規定により記載する場合にあっては、この様式中それぞれ名称、内容量又は原料原産地名の項目を省略することができる。
- 3 [略]
- [削る。]
- [削る。]
- [削る。]
- 4 [略]
- 5 表示内容に責任を有する者が加工包装業者、輸入業者又は販売業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのはそれぞれ「加工者」、「輸入者」又は「販売者」とすること。
[削る。]

別記様式（第4条関係）

名	称
原	材 料 名
原	料原産地名
内	容 量
固	形 量
内	容 総 量
賞	味 期 限
保	存 方 法
原	産 国 名
製	造 者

備考

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150㎤以下のものにあっては、日本工業規格Z8305（1962）に規定する5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる。
- 3 表示しない項目にあっては、この様式中その項目を省略すること。
- 4 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」、「種類別」又は「種類別名称」と記載することができる。
- 5 原料原産地名をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の原料原産地名の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。
- 6 原料原産地名を原材料名の欄において主な原材料名の次に括弧を付して記載する場合には、この様式の原料原産地名の項目を省略することができる。
- 7 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。
- 8 品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあっては、この様式中「賞味期限」を「消費期限」とすること。
- 9 表示を行う者が加工包装業者である場合にあっては、この様式中「製造者」を「加工者」とすること。

[削る。]	<u>10 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること。</u>
[削る。]	<u>11 輸入品にあっては、10にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。</u>
<u>6</u> [略]	<u>12</u> この様式は、縦書とすることができる。
<u>7</u> [略]	<u>13</u> この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。
<u>8</u> 法第19条の13第2項の規定に基づき制定された品質に関する表示の基準に定められた一括表示事項、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第<u>12</u>条の規定に基づく公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項<u>及び一般消費者の選択に資する適切な表示事項は</u>、枠内に記載することができる。	<u>14</u> 法第19条の13第2項の規定に基づき制定された品質に関する表示の基準に定められた一括表示事項、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第<u>10</u>条の規定に基づく公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項は、枠内に記載することができる。

加工食品品質表示基準の一部改正に伴うトマト加工品品質表示基準等の一部改正について

No.	個別品目ごとの品質表示基準（注）		資料頁
1	トマト加工品品質表示基準		6- 1
2	乾しいたけ品質表示基準		6- 7
3	乾めん類品質表示基準		6- 9
4	即席めん類品質表示基準		6- 13
5	生タイプ即席めん品質表示基準		6- 17
6	マカロニ類品質表示基準		6- 21
7	ソーセージ品質表示基準		6- 23
8	混合ソーセージ品質表示基準		6- 29
9	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準		6- 33
10	特殊包装かまぼこ類品質表示基準		6- 39
11	風味かまぼこ品質表示基準	加工食品品質表示	6- 43
12	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準	基準の一部改正と	6- 47
13	削りぶし品質表示基準	の整合を図るため、	6- 53
14	うに加工品品質表示基準	所要の改正が必要	6- 57
15	うにあえもの品質表示基準	な品質表示基準	6- 61
16	塩蔵わかめ品質表示基準	「一括表示事項」、	6- 65
17	食酢品質表示基準	「一括して表示す	6- 67
18	風味調味料品質表示基準	べき」等の文言が	6- 71
19	めん類等用つゆ品質表示基準	あるもの	6- 75
20	乾燥スープ品質表示基準		6- 77
21	マーガリン類品質表示基準		6- 81
22	調理冷凍食品品質表示基準		6- 85
23	チルドぎょうざ類品質表示基準		6- 95
24	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準		6-101
25	果実飲料品質表示基準		6-107
26	豆乳類品質表示基準		6-115
27	農産物漬物品質表示基準		6-119
28	農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準		6-127
29	野菜冷凍食品品質表示基準		6-141
30	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準		
31	ジャム類品質表示基準		
32	パン類品質表示基準		
33	凍豆腐品質表示基準		
34	ハム類品質表示基準		
35	プレスハム品質表示基準		
36	混合プレスハム品質表示基準		
37	ベーコン類品質表示基準		
38	煮干魚類品質表示基準		
39	乾燥わかめ品質表示基準		
40	みそ品質表示基準	（改正は不要）	
41	ウスターソース類品質表示基準		
42	ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準		
43	食用植物油脂品質表示基準		
44	純製ラード品質表示基準		
45	ショートニング品質表示基準		
46	チルドハンバーグステーキ品質表示基準		
47	チルドミートボール品質表示基準		
48	レトルトパウチ食品品質表示基準		
49	炭酸飲料品質表示基準		
50	うなぎ加工品品質表示基準		
51	しょうゆ品質表示基準		